

教育委員意見交換会

日時 令和3年11月26日(金) 午前9時45分～午後12時5分

場所 高層館20階第1特別会議室

出席者 日渡教育長、河盛委員、宮本委員、鈴木委員、新谷委員、長田委員
(事務局)山崎教育次長、松下教育監、橘理事

中山総務部長、長山教職員人事部長、江戸学校教育部長、藤本教育センター所長
大貫学校管理部長、橋本教委総務課長、樋口教職員企画課長
富岡学校教育部参事、渡邊能力開発課長、山田学校総務課長、桑田学校指導課長
南教育環境整備推進室長、中達生徒指導課長、永木教育政策課長
至田教育政策課長補佐、木村企画係長

案件

- ・堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
 - ・堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
 - ・令和4年度当初予算要求について
 - ・令和3年度堺市教育委員会表彰(教育功績の部)の被表彰者の決定について
 - ・全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に対応した泊を伴う学校行事について
 - ・校則の見直しについて
- その他非公開案件あり

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

学校園に勤務している職員について、不妊治療のための休暇の新設について改正を行う。12月16日の教育委員会会議で議決事項として上程する予定。

(主な意見)

- ・プライバシーの保護には十分に配慮されたい。
- ・不妊治療は女性だけではない。校長は、男性不妊もあることを認識しておく必要がある。
- ・休みを取りやすい仕組みとして、校長以外の管理職にも承認権限を拡大するなど柔軟にできないか。
⇒承認権限を変更することは難しいが、取得希望の職員が、相談しにくいという理由で休暇の取得をためらうような状況がないように配慮は必要と考える。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

学校園に勤務している職員について、各学校勤務地の状況や勤務実態に応じて柔軟に対応できるように規則改正を行う。12月16日の教育委員会会議で議決事項として上程する予定。

(主な意見)

・終業時刻の開始時刻と終わりの時刻を柔軟に運用するという意味で、勤務時間そのものは変更ないということか。

⇒そのとおり。

令和 4 年度当初予算要求について

令和 4 年度当初予算要求の途中経過を説明する。今後、引き続き、予算要求内容については検討を進めていく。令和 4 年 2 月の教育委員会会議で議決事項として上程する予定。

(主な意見)

・今後の予定では、予算要求の内容は 12 月に公表されるのか。

⇒その予定と聞いている。本市ではそれぞれの事業について、目的などを広く市民に示すためホームページで公表し、予算の見える化を実施している。

・いじめ、不登校等の対応について、スクールカウンセラーを拡充する方向とのことだが、増員の理由を説明してほしい。

⇒スクールカウンセラーの相談件数は年々増加している。スクールカウンセラー 1 人あたりの相談件数の割合が増加していることを踏まえ、増員を図るもの。

・GIGA スクールサポーターについて、一般論として人件費は最も予算を圧迫するので、業務委託など外注することで経費削減が可能ではないか。例えば、学校のサポートであれば、サポーターを学校に張り付けるだけでなく、コールセンターで遠隔サポートをすることも考えてはいかがか。また、物品調達においてもサブスクリプション方式(買取ではなく一定期間利用する権利を購入する方式)のほうが有効であれば検討してはいかがか。

・令和 4 年度の予算要求では、厳しいシーリングを設定されているということであるが、スクラップされる事業が見えてこない。普通建設事業費を後ろ倒しにしたことは分かるが、他にも事業を削減するのか。

⇒ゼロベースで一つ一つの事業の必要性、目的を考えて見直し、細かい金額の積み上げで削減している状況。

(案件名)令和 3 年度堺市教育委員会表彰(教育功績の部)の被表彰者の決定について

令和 3 年度堺市教育委員会表彰(教育功績の部)の被表彰者について、教育委員会の所管に係る附属機関の委員及び本市の教育に係る団体の委員、役員並びに優秀教員について推薦があったものを表彰審査会で審議したので結果を報告する。12 月 16 日の教育委員会定例会に議決事項として上程する。

(主な意見)

・昨年度、今年度ともスポーツ部からの推薦が多いので、他とのバランスが悪い。

・優秀教員の部において、被推薦者が 2 名であるが、他にも頑張っている教員が必ずいるはずだと思うので、もっと推薦が増えるような方法を研究してほしい。

⇒スポーツ団体の推薦については、それぞれの団体の推薦を基にしているため、推薦数にバラつきがあり、優秀教員の推薦数は、昨年に続き 2 名と少ないので、来年度に向け表彰の推薦について検討していく。

全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

意見交換会の議論をふまえ、全国学力・学習状況調査の結果の取扱い指針案を作成した。本指針には、趣旨と調査結果の取扱いを明記し、教育委員会、学校管理職、担任それぞれの役割に応じた調査結果の取扱いについて記載している。当指針は 12 月 16 日の教育委員会定例会に議決事項として上程する。

(主な意見)

なし

新型コロナウイルス感染症対策に対応した泊を伴う学校行事について

泊を伴う学校行事の取扱い変更について説明した。

感染リスクについての現状や学校からの要望、また児童生徒の安全に対する考え方を踏まえ、令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症対策に対応した泊を伴う学校行事については、車両で移動できる場所であれば全て実施可能とする。

(主な意見)

・変更前は、保護者が車で迎えに来られる範囲という考え方で行先の制限をしたが、制限をなくすということは例えば車で 10 時間以上かけてでも迎えに来ることを求めているようで現実的でない。旅行先で何かあった時には隔離して、保護者に来てもらうという考え方が現実的ではないか。

⇒一時的に隔離することは当然だが、保護者に連れて帰ってもらうことが前提。保護者は、自家用車以外でも、飛行機などの公共交通機関を使って迎えに行き、レンタカーなどで帰阪するなどさまざまな方法が考えられる。

校則の見直しについて

文部科学省の事務連絡を受けて、学校に通知し、一旦、全ての学校で校則を確認しているが、9 月 27 日と 11 月 26 日の意見交換会の意見を踏まえ、改めて学校に通知したいと考えている。主に校則の見直しのプロセスについて、児童生徒が主体的に関わっていける方向や取組について意見をいただきたい。

(主な意見)

・9 月 27 日の意見交換会では、「校則はありません」というアンケート回答があったが、校則として明文化されていないものでも慣習的に学校が決めている決まり事は、見直し対象に含まれる、ということか。

⇒慣習的な学校の決まり事も含むことを、学校への通知に記載し、学校にはっきり分かるように伝える。

・見直しのプロセスで児童生徒が主体的に関わることが大事。その際、見直し例を具体的に例示しないと、抽象的な書き方ではわからない。見直しのプロセスについても、生徒会中心の生徒アンケートや管理職と生徒会執行部との議論の場など、いろいろな事例があり、具体的に例示しないと児童生徒には伝わらない。通知の中に参考としてつけてほしい。

・見直しのプロセスでは、当事者には判断が難しい部分も出てくる可能性があるので、PTA 等にも参加してもらってはどうか。